

議案第 19 号

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成19年 3 月 1 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、別表第 3 及び別表第 4 の級別職務分類表に定めるとおりとし、当該級別職務分類表に定めるもののほか、具体的な職務の内容については」を削る。

第 5 条第 1 項中「基づく級別職務分類表」を「基づき分類する基準」に改める。

第 9 条第 3 項中「のうち 2 人まで」を削り、「それぞれ」を「1 人につき」に改め、「、その他の扶養親族については、1 人につき5,000円」を削る。

第18条第 1 項中「給料月額」を「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」に改め、「ことができる」を削り、同条第 3 項中「支給割合」を「支給額」に改める。

別表第 3 及び別表第 4 を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
（天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年 3 月天理市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第10項を削る。

附則第11項中「第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される」を「第 7 項から前項までの規定による給料を支給される」に改め、同項を附則第10項とし、附則第12項から附則第26項までを 1 項ずつ繰り上げる。